

小田原警察署からのおしらせ

違法駐車の取締りが変わります。

～道路交通法が一部改正され6月1日から施行されます～

1.わずかな時間の放置駐車も即、取締り

※車両にドライバーがない場合、放置駐車となります。

2.民間法人に放置駐車取締り業務委託

※民間の「駐車監視員」による放置駐車の確認と「放置車両確認標章」の取り付けが行われます。

なお、確認標章が取り付けられた場合、反則金は従来と変わりません。

◎警察官による駐車取締りは従来どおり行われます。



小田原警察署管内 駐車監視員活動ガイドライン

※民間の駐車監視員とは・・・

警察署長から委託を受けた法人であり、放置駐車違反の確認や確認標章の取付け等を行います。

ただし、駐車違反の切符を作成したり、金銭の徴収はしません。

※活動場所は・・・

ガイドラインで示された路線・地域を重点的に巡回し、放置車両の確認等を実施します。なお、ガイドラインは違法駐車実態に応じて見直されることがあります。

※巡回重点路線

- 幹線市道中央通り線
- 幹線市道小田原駅浜町線
- 幹線市道西口東町線
- 国道255号線
- 県道小田原停車場線
- 一般市道東通り線
- 一般市道お堀通り線

※巡回重点地域

- 小田原駅東口 ロータリー
- 小田原駅西口 ロータリー

3.車の使用者に放置違反金

※取締りを受けた車のドライバーが出頭しない場合や反則金を納付しない場合、その車の使用者に「放置違反金」の納付が命ぜられます。

4.放置違反金を納付しないと車検拒否

※車の使用者が「放置違反金」を納付しない場合、その車の車検が拒否されます。

【お問い合わせ先】

小田原警察署 交通第一課 交通総務係まで 電話32-0110（内線411）